

推進協議会規約 改正案

新旧対照表

条文	旧	新
2条(目的)	協議会は、2008年3月28日に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において記載されている、「大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み」、いわゆる「 <u>国内CDM制度</u> 」の社会的認知度を高め、制度の設立を支援しその普及を図っていくことを目的とする。	協議会は、2008年3月28日に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において記載されている、「大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組み」である「 <u>国内クレジット制度</u> 」について、その社会的認知度の向上、制度の改善要望等により、制度の活性化を図っていくことを目的とする。
15条(協議会活動期間及び活動年度)	(1)協議会の活動期間は、(3)に定める活動年度に基づく <u>当面3年とする。</u> (2)活動期間中の最後の総会において議決された場合に、協議会の活動は継続される。 (3)協議会活動の活動年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。 <u>但し、設立初年度は、総会の開催時からとする。</u>	(1)協議会の活動期間は、 <u>2012年度末までを目途とする。</u> (2)活動期間中の最後の総会において議決された場合に、協議会の活動は継続される。 (3)協議会活動の活動年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。 <u>但し、決算報告等のための総会の開催は活動年度終了後とする。</u>
16条(年会費)	(1)会員は以下に定める <u>金額を活動年度毎に年会費として支払う。</u> なお、代表は、地方公共団体及び特段の理由が認められる団体に対し、会費の免除を認めることができる。 ア 中小企業基本法による中小企業者は <u>1万円/社、</u> イ その他の企業・団体等は <u>10万円/社</u>	(1)会員は以下に定める <u>金額を年会費として支払う。</u> なお、代表は、地方公共団体及び特段の理由が認められる団体に対し、会費の免除を認めることができる。 ア 中小企業基本法による中小企業者は <u>5千円/社、</u> イ その他の企業・団体等は <u>5万円/社</u>
17条(事務局)	(2)事務局事務は、財団法人日本経済研究所に委託する。	削除。次項(3)を(2)とする。

※変更点は下線で表示

(改正事由)

- ・事業期間の延長をはじめとする制度改善のための政府への提言活動に重点を置いた活動を行うため「第2条(目的)」を改正する。
- ・2条の目的を達成するため、2012年度末までを目途に協議会を継続するため、「第15条(協議会活動期間及び活動年度)」を改正する。
- ・普及広報事業を大幅に縮小することから経費についても削減できることに伴い、会費を減額するため、「第16条(年会費)」を改正する。
- ・株式会社日本経済研究所に一部業務を委託することについては、活動計画に記載することとし、規約「第17条(事務局)」から削除する。